

51 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大

【3,244（2,773）百万円の内数】

対策のポイント

第3次食育推進基本計画に基づき、地産地消や和食文化の保護・継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進します。

<背景／課題>

- 今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- このため、地産地消や和食文化の保護・継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進することが必要です。

政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成27年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 食育の推進 2,775（2,252）百万円の内数

(1) 食育活動の全国展開事業

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し実践的な食育推進方策の検討を行います。

委託費
〔委託先：民間団体等〕

(2) 地産地消をはじめとした食育の推進

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援します。

食料産業・6次産業化交付金で実施
交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは1／2以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

＜各省との連携＞

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省
 - ・第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進
- 文部科学省
 - ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進

2. 国産農産物消費拡大事業 469（521）百万円

（1）「和食」と地域食文化継承推進事業

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、和食文化をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信します。

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

（2）日本の食消費拡大国民運動推進事業

生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。また、学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

（ 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 ）

（3）健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

地域の農産物等の機能性に着目して健康関連の食市場を開拓するため、食による健康都市づくりに関する地域の取組を支援するとともに、制度活用ノウハウの情報提供など、機能性表示食品制度等の活用を促進するための環境整備を支援します。

（ 委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等 ）

お問い合わせ先：	1 (1) の事業 消費・安全局消費者行政・食育課	(03-6744-1971)	
		(03-6744-7185)	
1 (2) 及び2の事業 食料産業局食文化・市場開拓課			